

## 新潟市「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催業務に係る 委託業者選定プロポーザル実施要領

### 1. 適用

本要領は、新潟市が実施する新潟市「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催業務の受託者を選定する公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

### 2. 委託業務の概要

#### (1) 業務名称

「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催業務

#### (2) 業務内容

別紙1 「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催業務 委託仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

#### (4) 委託費用

上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 業者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

### 4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。
  - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - ② 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の継承を受けている場合は、継承前の事業期間を含む。
- (5) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登録されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない

者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

(8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

- ① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
- ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
- ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

## 5. スケジュール

実施日	内 容
6月13日（月）	公募開始（市ホームページに掲載）
6月17日（金）午後5時	質問書締切
6月21日（火）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
6月23日（木）午後5時	参加表明書締切
7月8日（金）午後5時	提案書締切
7月13日（水）	選定委員会
7月15日（金）	選定結果通知・委託候補者決定

## 6. 公募開始から提案書提出まで

### (1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

#### 【提出書類】

< 単独企業の場合 >

- ・別紙 2-1 「参加表明書（単独応募用）」

< 共同企業体の場合 >

- ・別紙 2-2 「参加表明書（共同企業体用）」
- ・別紙 4 「共同企業体協定書兼委任状」

< 共通 >

- ・別紙 3 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
- ・新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。  
(参加申込日の1ヵ月以内に証明されたもの。写しの提出可)

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

【提出部数】 各1部

【提出期限】 令和4年6月23日（木）午後5時必着

【提出方法】 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

(2) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】 質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

【提出部数】 1部

【提出期限】 令和4年6月17日（金）午後5時必着

【提出方法】 持参、郵送、電子メールのいずれか（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

【回答方法】 令和4年6月21日（火）までに回答を参加表明した者全員に電子メールで送信するとともに、新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

(3) 提案書の提出

【提出書類】 ① 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。（様式・枚数任意）

(a) コンセプト

業務の目的に対する考え方、イベント全体の企画コンセプト

(b) 花壇の設置について

萬代橋については、8区の連携をイメージした花壇の仕様及び提案、古町エリアについては、「にいがた2km」を取り入れた憩いの空間となるような花壇の仕様及び提案など。

(c) ハンギングバスケットおよびバナーについて

ハンギングおよびバナーの設置箇所及び仕様及び提案など。

(d) 保守管理について

設置物の管理体制および灌水やメンテナンス頻度、緊急対応時の考え方など。

(e) 市民参加型コンテンツについて

緑化意識を高めるイベントや取り組み（展示品の制作、花苗種の配布、フラワーアレンジメント、寄せ植え体験など）の企画・提案。

(f) 広報・PR戦略について

市の広報媒体（にいがた2km Instagram及び、Twitter、市LINE公式アカウント、市報にいがた）やポスターなどの紙面での広報企画案、広報期間や回数、市民だけでなく、来訪者向けの広報企画案。

(g) 自由提案

仕様書で示す以外に、本業務の目的達成に資すると思われる自由提案があれば記載。

(h) 業務計画（スケジュール）

業務実施にあたっての全体スケジュール

(i) 業務の実施体制

責任者、担当部署、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名

(j) 経費見積書

委託費用の上限額の範囲内で、項目ごとの内訳が分かるように記載。

② 別紙5「組織の概要及び業務実績」

同一内容であれば既存のパンフレット等でも可

- 【留意事項】
- ・ 企画提案書の用紙は、A4版（縦横不問）とすること。
  - ・ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
  - ・ 企画提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
  - ・ 企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
  - ・ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】 令和4年7月8日（金）午後5時必着

【提出方法】 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

## 7. 委託候補者の選定

### (1) 選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は選定終了まで非公開とする。

### (2) 選定方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は、総括責任者を含め最大3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり25分（説明15分、質疑10分）を予定している。
- ⑤ 別添 令和4年度「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催業務 企画提案評価基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。
- ⑥ 提案者が1者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

### (3) 選定結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

## 8. 契約に関する基本事項

### (1) 受託者の決定

- ① 最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優

秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第31条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

## 9. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 本公募の開始以降、選定委員による審査が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・ この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・ 委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。
- ・ 選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・ 受託者の名称は公表できるものとする。
- ・ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・ 提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・ 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。

## 10. 問い合わせ及び書類提出先

新潟市土木部みどりの政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025-226-3065 E-mail : koen@city.niigata.lg.jp

## 令和4年度「にいがた2kmフラワーフェスタ」開催実施業務 企画提案評価基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 目的	(1) コンセプト	業務の趣旨を十分に理解し、目的の達成につながるコンセプトとなっているか。	10点
2 提案内容	(1) 萬代橋東詰・西詰花壇	<デザイン性> ・実現可能であり、効果的な展示であるか。 ・立体感があり、花と緑の様々な種類が使用された印象的な展示であるか。	10点
		<8区との連携要素> ・8区の特徴をふまえた花と緑の設定となっているか。 ・8区の色や特産品を取り入れるなど、8区の個性を感じさせる表現方法となっているか。	15点
	(2) 古町エリア花壇	<デザイン性> ・実現可能であり、効果的な展示であるか。 ・立体感があり、花と緑の様々な種類が使用された印象的な展示であるか。	10点
		<にいがた2kmの要素> ・「にいがた2km」を取り入れた展示であるか。 ・花と緑の豊かさやうるおいを感じさせる演出となっているか。	10点
	(3) フラワーハンギングバスケット及びバナー設置	<デザイン性> ・実現可能であり、効果的な展示であるか。 ・新潟駅から萬代橋までまちを行き交う人々を楽しませるような演出となっているか。	10点
		<安全性> ・落下防止等の安全面の配慮がされているか。	5点
	(4) 保守管理	・花壇等の保守管理及び緊急時の対応が適切に行えることが見込まれるか。 ・手入れや入替えなど見た目の美しさを意識した管理となっているか。	10点
	(5) 広報・PR	・若年層や高齢者層へまんべんなく広報される手法として、適切な広報媒体や広報回数となっているか。 ・市民向けと来訪者向けそれぞれに広報がされているか。	10点

3 自由提案	(1)提案者による独自の企画	業務目的の達成につながる独自の優れた提案があるか。	10点
4 運営体制	(1)進行管理	担当者の配置や業務管理の体制、作成スケジュールに無理がなく、事業の進行管理を適切に行えることが見込まれるか。	5点
	(2)受託実績	類似事業の履行実績などから、各業務の運営を円滑に行うことが見込まれるか。	5点
5 その他	(1)材料	新潟市産もしくは新潟県産の花と緑や材料を使用しているか。	5点
	(2)再利用	展示終了時の花と緑の利活用が図られているか。	5点
合計点			120点

※最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する。

※評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する。